

三重県立名張青峰高等学校 部活動運営方針（改訂案）

1 学校部活動の意義

学校部活動(以下、「部活動」とする)は、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さなどを学ぶことができる活動です。

部活動における教育的意義や効果を高めるため、短期間で活動の成果(試合に勝つなど)を求めること以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が必要です。

2 目的

- (1) 本校教育活動の一環としてとらえ、部・同好会活動を通して、健康な心身の発達を促進し、豊かな人間形成に努める。
- (2) 目標をもった規律ある活動により、自己の能力及び技術の向上を図るとともに、社会生活に必要な態度を育成する。
- (3) 自他の健康・安全に留意し、危険を予測、回避、対処できる能力を養う。

3 基本方針

- (1) 部・同好会への加入は本人の意志を尊重し、加入は任意とする。
- (2) 部・同好会の運営にあたっては、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理などを明確にし、保護者との連携を図る。
- (3) 学業との調和を図りながら、充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、バランスのとれた活動計画を作成する。
- (4) 生徒が自主的・主体的な活動ができるよう、顧問は指導・助言を行う。
- (5) 顧問が安全に配慮することはもちろんのこと、活動する生徒自身が危険を予測、回避、対応ができるよう安全学習に取り組む。

4 運営

(1) 活動

- ① 部は平均して週3日以上活動を、年間を通して継続的に行う。
 - ア 運動部は年3回以上高体連主催の公式大会またはそれに準ずる大会に参加する。
 - イ 文化部は年3回以上高文連主催の公式行事またはそれに準ずる行事に参加する。
 - ウ 高体連・高文連に加盟していない部は、それに準ずる活動を年3回以上行う。
- ② 同好会は週1日以上活動を、年間を通して継続的に行うものとする。
- ③ 人権サークルについては、この限りではない。
- ④ 部・同好会に所属しない者が公式大会等に参加する場合は、所定の手続きにより参加

を認める。

(2) 入・退部・休部に関する手続きについて

手続きについては、別途定める。

(3) 活動日

- ① 1週間のうち、1日は休養日を設定する。(原則土曜日又は日曜日の1日とする)
ただし、上記のとおり休養日を設定できない場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、同一週に休養日を設定する。
- ② なお、長期休業中及びテスト前の活動日等については別途定める。

(4) 活動時間

季候や日没時間、生徒の健康・安全を考慮し、

- ① 平日は、3時間以内とする。ただし、活動時間は放課後の18時30分までとする。
- ② 週休日および休日(長期休業期間を含む)は、4時間以内とする。

《活動時間を延長する必要がある場合》

- ① 平日に活動時間を延長する場合は、顧問の指導の下に30分を限度として認める。
ただし、片付けや鍵の返却などについて指導するとともに、19時の完全下校時間を遵守させるように指導する。
- ② 週休日及び休日(長期休業期間を含む)に活動時間を延長する必要がある場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るものとする。

(5) 顧問・指導者

- ① 生徒が安心して活動に取り組めるよう、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 毎月活動計画を立て、校長に提出する。
土日に休養日を設定できない場合は、活動計画等により校長の承認を得るとともに、翌週に必ず休養日を設定し、疲労回復を図る。また、家庭(保護者)との連絡に万全を期すこと。
- ③ 安全に活動が実施されるよう、事前指導等を充実させる。
- ④ 安全な実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。
- ⑤ 指導者が活動場所に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携、協力したり、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導したりして、生徒の能力に応じた段階的な活動をするなど、安全に配慮し、活動内容について、生徒と共有を図る。

(6) 校外活動・大会参加

高体連主催大会を除き、他の大会への参加または、対外練習試合等は、生徒・保護者の負担等を考慮しつつ、日頃の活動の成果が最大限に発揮されるよう、目的等を明確にし、生徒・保護者が理解をしたうえで、計画し、実行すること。

(7) 活動費

- ① 生徒会からの部費等についての規定に従うこと。
- ② 各部における部費の徴収については、徴収の目的を明確にし、部員保護者に通知す

る。

- ③ 適正な金銭出納を行う。
- ④ 部員保護者へ収支報告（領収書の交付含む）する。

(8) その他

- ① 緊急時の対応については、本校の危機管理マニュアルに従い、迅速に対応する。
- ② 休日の練習は、指導者（顧問、部活動指導員、部活動サポーター）の監督指揮のもとで行う。

5 指導上の留意点

- (1) 保護者・生徒・教師間の報告、連絡、相談を十分に行い、信頼のもとで望ましい部活経営をする。
- (2) 挨拶の励行について指導を徹底する。
- (3) 部員の掌握をする。（出欠席や見学、生徒相互の人間関係の把握と指導）
- (4) 用具の管理をする。施設・用具の安全点検、道具類の後始末、コート整備などについて指導し責任をもつ。
- (5) 部室の管理をする。施錠や使用状況の把握と清掃、盗難防止に留意する。
- (6) 外部人材の活用については、学校部活動基本方針や各部の指導方針について、十分理解を得たうえで指導にあたるようにする。
- (7) やむを得ず自家用車を使用して生徒を輸送する場合は、予め「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」及び「同乗依頼書」を提出して校長の許可を得るものとする。

6 各部共通で作成するもの

- (1) 活動計画(指定用紙)
- (2) 部員名簿(指定用紙・三重県統一校務支援 賢者)

本運営方針は

ホームページ上 <http://www.mie-c.ed.jp/hseihou/>

でも公開しています。